

四位・五位の叙任簿『歴名土代』の写本系統について

——東山御文庫本を中心として——

湯川敏治

はじめに

公家の補任については、三位以上の公卿の叙位を記録した『公卿補任』、四位・五位の叙位を記録する『歴名土代』がある。『歴名土代』は戦国期の公家、山科言継・言経父子が編纂した叙位簿で、自筆本は東京大学史料編纂所に、「貴四五―三」の整理番号で所蔵されている。内容は南北朝時代の貞治六年（一三六七）から近世初期の慶長十一年（一六〇六）までの二三九年間に正四位上から従五位下に叙せられた人々の名が年別に記載されている。記載人物には漏れている人物もあるが、大半は下級公家で、それに加えて神官や武士にまで及んでいる。公卿に昇進する家系でない人物の叙位がわかり、それらの人々が叙位を受けた背景を考察するための手段として利用するのに貴重な史料であると言える。

私はかつて自筆本の『歴名土代』を翻刻したのであるが、ある機会に西本昌弘先生から、東山御文庫にも『歴名土代』があることのご紹介をいただいた。それはマイクロフィルム化されたものが宮内庁書陵

部にもあり、一度、東山御文庫の『歴名土代』の調査をしてはどうかとお勧めをいただいた。

翻刻した時『国書総目録』により、写本の存在も確かめ、その内いくつかの所蔵機関を訪れ閲覧してあったが、『国書総目録』には、『歴名土代』が東山御文庫にあることが記載されておらず、その存在は知らなかった。早速、宮内庁書陵部へ行き東山御文庫蔵『歴名土代』のマイクロフィルムを閲覧した。記載された人物について概観したところ、山科家本とほとんど変わりがなかった。しかし大きな違いは奥書が記されていないことが多かったことである。今まで見た写本の中にも奥書が記されていないものがいくつもあり、奥書があるのは総て山科家本が祖本であった。

「歴名土代」についての論考は、管見の限り「歴名土代」（『図書寮典籍解題 続歴史篇』養徳社 昭和26年）、藤井貞文「歴名土代」（『群書解題 第二十二』続群書類従完成会 昭和36年）だけで、いずれも解題であるためか、奥書がある写本、奥書がない写本のことにもまだ言及されていなかった。また翻刻した『歴名土代』は自筆本でもあったことから、解題作成にあたって写本については充分触れてこなかっ

た。

ところで最近、田島公氏は日本史や国文学研究の中で史料や典籍を扱うとき、写本の中には作成者による一字一句の書き違いが、史実や解釈に大きな影響を与えることがあり、使用する写本がより確実な本であるかどうか、系統の研究が欠かせない状況にある。そのため何をなすべきかとして研究課題を四点揚げられ、蔵書目録や蔵書目録を活用した「目録学的研究」^③の必要性を提唱された。

田島氏が提唱する写本だけしか残っていない史料を利用するについての「善本調査」では、『歴名土代』のように自筆本があるものについては、「目録学的研究」により検討することは不要であるかも知れない。しかし田島氏はまた、「目録学的研究」の中には、書写される書物が蔵書者間のネットワークの中で貸与され、書写活動が行われていたか認識することの必要性も説かれている。すなわち『歴名土代』がどのようなネットワークの中で書写され、それらの写本が現在に残ったかを復元することも、他に類似する写本の系統を考えるためには必要なことはなからうか。また自筆本の中には年月を経て収められている間に、虫損や汚損で読みにくい箇所が発生していることもある。そのようなとき写本により援けられることがあり、やはり善本の調査は必要なことと考える。そのため東山御文庫本の『歴名土代』を例にどのようにして現在に残ったか、書写した人物は誰であったかを調査することも「目録学的研究」を深めるため必要であろう。

東山御文庫蔵の『歴名土代』には奥書がなく、すぐには祖本をたどることはできないが、この機会に山科家本と東山御文庫本をもう少し詳細に比較することで、東山御文庫本の祖本の推測もできるのではな

いかと思ひ、まず、その作業を進めることから始めた。本稿ではまだ結論には到達していない部分もあるが、まず山科家本と東山御文庫本の違いを比較する作業を行う過程で、わかったことを披露することから進めたい。なお、本稿で東山御文庫の『歴名土代』の写本は、マイクロフィルムで見えたものであるが「東山御文庫本」とし、その比較のため用いる山科言継・言経の自筆本『歴名土代』は、「山科家本」とする。

一

東山御文庫は京都御所の敷地にあつて、皇室伝世の御物や典籍類が収蔵されている。非公開であるため閲覧できないのであるが、東山御文庫所蔵の書籍は、近年宮内庁書陵部によって順次マイクロフィルムに収められつつある。マイクロフィルム化を終えた資料は、その年度の『書陵部紀要』の「彙報」で知らされている。そのため許可さえ得られれば閲覧はし易くなっているのである。

東山御文庫では『歴名土代』は勅封番号二二九一九一・二（枝番一は四位を載せる上巻、二は五位を載せる下巻）で保管されており、マイクロフィルム化は平成七年度に行われた。閲覧するに当たつて宮内庁書陵部での整理番号は四五八四、フィルムのコマ数は一〇八枚^④ある。マイクロフィルムの最初は、『歴名土代』の表紙に始まり、外題の「歴名土代」の文字は、閲覧するとき担当の方から霊元天皇の筆であることを聞いた。

『歴名土代』に記載の四位・五位に叙爵された人数は、山科家本で

延四二四三人、東山御文庫本が延四一八八人。差は五五人ある。差も山科家本と東山御文庫本の違いの一つであるが、その前にそれ以外の相違箇所を述べることから始めていきたい。

山科家本では同じ叙爵日の人物が複数人いても、それぞれには丁寧に年月日が記入されていることが多いが、東山御文庫本ではそのような場合「同日」と記されていたりする。その箇所は余りにも多いので、最初は違いと捉えて数えていたが、意味は同じであるから、途中から違いと見なさなくした。このように単純な違いで、同様と見なしたものは叙爵年が同じ場合、それに続く人物の叙爵年を「同」としてあるもの。一方で異体字が使用され、一方では正字体が使用されているものなどは相違箇所と判定しなかった。このようにして見ても違いは約六〇〇箇所ある。主な相違箇所を示すと、人名の叙爵年月日の下に経歴などを記す「尻付け」部分に山科家本では記入があるのに、東山御文庫本では省略されているものがある。例えば叙爵日以外に官職への就任した時の年月日やその時の年齢など。尻付けに記入があつても月日が異なるもの。また没年など。人名の書き誤り。山科家本にある補筆の漏れなどである。補筆の漏れと考えられるものは、叙爵者に付された家名や職名に見られ、特に五位から目立ち始めている。それらは春日社・松尾社の神官に多く、従五位下になると武士にも見受けられるようになる。他にマイクロフィルムの写真の写り具合から薄い写りの文字が見え、朱で補筆されたようにも見受けられる箇所がいくつかある。

また山科家本では、記入漏れに気付き、気付いた時点で当該の叙爵者の年月日を、すでに記入してある叙爵者と叙爵者の間に追記した

り、同様のことに気づいても挿入すべき当該の場所が狭くて記入しにくい時などは、欄外へ記入し、それは本来はどこへ挿入されるべきか、挿入する位置を示す符号が付されている箇所がある。このような配列の不揃いが目立ち始めるのは、天文期以降からである。このことは山科家本の奥書で触れているように(第二章)、天文六年までは清三位(舟橋家)と広橋家から借用し書写したため、それまで両家の本に不揃いがあったとしても、書写の際言継が整理して書くことができただからであろう。しかしその後は言継もしくは言経が書き継いでいくため、時には書き漏れたりして後で気付いて書き足したりするので、山科家本では不揃いとなったことが考えられる。東山御文庫本でそのような箇所がほとんどないのは、書写の際に山科家本の不備な配列を整えてから記入していったからであろう。しかし三箇所ほどに書き漏れがあつて山科家本のように挿入した箇所も見受けられるが、記述は一丁を上下段に分け、六人ずつ二段の整然とした配列となっている。これら以外に東山御文庫本には、次のような目立った相違点がある。

a

正四位上 藤輝資 天正四・十一・廿八

正四位下 源通勝 天正四・五・廿七

従四位上 藤輝資 天正三・十一・五 大神景長 天正三・十二・廿九

これらの叙爵者の次の行に、それぞれに「官本、此間無闕書続ケリ」と記入され、その後いづれも十数行程度空けて、次の叙爵者が続けて記入されている。山科家本にはこのような注意書きはなく、そのまま書き続けられている。また、次のような箇所もある。

b

從四位上 積威院西 春日社家 官本如此 大中臣師清 天文廿四・正・廿六

從四位下 上野国・上京住大胡武藏守 官本・元龜元・六・廿七此外注 藤 信 綱 永祿十三・六・廿七

從四位下 平信長 官本無之

正五位下 中師親 延徳三・七・六 官本十六日^{云々}

傍注もしくは尻付けに、右のような「官本」云々の記載がある。官本とは、禁裏が所有する文庫や典籍を指し、後陽成天皇のころから禁裏文庫に収められていた書物に対し、その認識があつた。⁽⁵⁾ aやbで示した「官本」云々の記載があることは、現在に残る東山御文庫本『歴名土代』は、「官本」と校合していることが推測できる。

bで大中臣師清は名前の傍注、「春日社家」は山科家本にはない。

次の藤信綱は劍豪（新陰流）として有名で、子供のころ少年雑誌の劍豪小説の中で見かけた名でもある。『歴名土代』を翻刻していると、その名を見つけたとき懐かしく思った。山科家本では永祿十三年六月二十七日に從四位下に叙せられている。その時、念のため『言繼卿記』で、その日前後の記事に信綱を探し、同年六月二十八日条に「上泉武蔵守暫来談、四品勅許忝之由申之」とあるのを見付けたとき、初めて実在の人物であることを知った。そこでは信綱は前年の永祿十二年二月二日、五辻為仲や中御門宣綱に同道し言繼を訪ねている。信綱はこの後暫く在京し、將軍足利義輝に劍や兵法を教えることとなる。⁽⁶⁾ また、從四位下に叙せられている「平信長」は、織田信長のことであり、山科家本では叙爵年月日は何も記されていない。

bに示した人名や尻付けの傍注は、他の人物にも名字や肩書きに記され、その人物を知る上で必要である。山科家本では傍注が施されて

いない人物で、東山御文庫本では次の人物(c)に傍注が付されていること(最初の叙爵年月日のみ表示)は、東山御文庫本の祖本をたどるために注目に値する。

c

正四位下 源久親 天文八七〇 從四位上 鴨光吉 天文二六五

藤親世 天文十二正六

江俊定 天文十三正六

從四位下 源久親 享祿二正八 正五位下 藤親世 大永五正九

藤親世 享祿五五三 大江俊定 天文四正五

源氏久 天文十二正六 源定冬 天文十二正六

高頼富 康正三三五 從五位上 高頼秀 寛正三三五

源久親 永正十八二二 藤親世 永正十八四二

藤氏賢 永正十八四二 江俊定 享祿元九廿四

源氏久 天文三四三 藤雅賢 天文十五二六

藤親雄 天文廿二正十三

藤親世 天文八五五

江俊定 天文八五廿三

源氏久 天文十六九廿二

藤親世 大永五正九

藤氏賢 大永五正九

源久親 大永五正十八

江俊定 享祿五五三

源氏久 天文八七十一

藤兼孝 弘治三四五

江俊清 永祿二二十四

藤雅賢 永正九六六

源氏久 享祿三四十六

藤親雄 二条殿諸大夫

藤親雄 二条殿雲客

藤雅辰 天文十九七二

江俊清 永祿四十二一

木幡 二条殿雲客 藤雅賢 天文十五二六 二条殿雲客 法性寺 藤親雄 天文廿二正十三 (「朱書」は西本昌弘氏に教示)

とある。傍注のうち「朱書」とした箇所は西本昌弘氏が東山御文庫で実見され、ご教示を得て付したのであるが、マイクロフィルムで見たときは朱書か墨書か判然としなかった。このように朱書された箇所は東山御文庫本には、他にも多くあるとのことで、東山御文庫本の系統を引く写本で、朱書も忠実に書写されている写本（後述の岩瀬文庫蔵『歴名土代』）とも比較する必要があることを示唆された。さらに丁変わりした箇所、最初の人物の叙爵日に前丁の年から引き続きことを示す元号は朱書（山科家本では前丁から引き続き元号である場合、前丁と同じ年であっても叙爵年月日を元号から記していることが多い）、各位階の頭部の○印、本来配列すべき位置からずれたため移した位置への線などに朱書があることも併せてご教示を得た。

山科家本で人物に傍注が施されていても、東山御文庫本では省略されている人物もかなりある。しかし東山御文庫本では二条家に関する人物には必ず、書写時に施された墨書による傍注や、右のように後から朱書で傍注が施されたと考えられる人物もいる。また従五位上の藤（法性寺）親雄は山科家本では「永禄元・・・、早世」とあるのが、東山御文庫本では「永禄元・七・五、早世」と記されている。下級公家で没年が補われているということは、それを書写した者の身内か、身内に近い人物でないと知っていることは少ないと思う。二条家に属する下級公家に傍注を施したり、早世者の没年まで記入したりしているところに注目し、東山御文庫本の書写者は、二条家に関する人物ではなかるうかと推測する。さらに書体が違う箇所も見受けられ、一人ではなく複数の人で書写したことが推測できる。

次に前述の山科家本と東山御文庫本の五五名の差についてである。

五五名の内訳は、記載漏れと、慶長九年以降は書かれていない人物である。

記載漏れは、正四位下に一人、従四位上に二人、従四位下に三人、正五位下二人、従五位上に三人、従五位下に十人あるが、漏れたのは意図的なものか、誤りかについては不明である。慶長九年以降書かれてない人数は正四位下に三人、従四位上に六人、従四位下に五人、正五位下に六人、従五位上に九人、従五位下に五人ある。このうち書き漏れの人物はともかく、慶長九年以降から記入が途絶えていることになにかあったためかと疑問を持つ。この問題はひとまずおいて、次に山科家が禁裏で『歴名土代』の書き改めと二条家での書写の状況を、言継の日記『言継卿記』、言経の日記『言経卿記』から見ることにしたい。

二

山科言継が『歴名土代』の清書を終えたのは、永禄二年（一五五九）二月十七日のことであった。完成するまでのことを言継は、『歴名土代』の奥書に「古今悉紛失」したため、清三位（舟橋良雄力）の許にある宝徳三年（一四五二）から永正二年（一五〇五）分、それ以降はかつて言継が注を施した広橋国光本に書き加え作成したとのことである。その間の天文六年（一五三七）分まで書き付けた草本を三条西実澄が所望したため、翌十七日に与え、自分の分はまた書き写し清書している。⁸⁾

『歴名土代』はその後、慶長十一年（一六〇六）正月二十一日従四

位下に叙せられる坊城俊昌まで書き継がれる。言経は天正七年に薨じるから、後は息子の言経が書き継いだ。言経は慶長十六年二月二十七日に六十九歳で薨じており、六十四歳まで書き継いでいたことになる。その息、言緒とまおは『歴名土代』を書き継がなかった様子で、『言緒卿記』⁽⁹⁾にはその作業に関する記事は見あたらない。

永祿九年正月十二日、言経は正親町天皇の勅覧に処すため、『歴名土代』を禁裏まで持参している。⁽¹⁰⁾『歴名土代』は『言緒卿記』には「土代」とも記されることがあり、⁽¹¹⁾同年五月二十二日に言経は「禁裏御本土代」の近年分を書き継ぎ、以後その作業を息子の言経に譲る。

言経は天正四年（一五七六）正月六日に『歴名土代』を書き直し、進上するよう天皇から仰せがあり、翌日書き直し禁裏へ届けている。⁽¹²⁾天正七年二月五日、言経は『歴名土代』や『諸家伝』などの書き改めの仰せを受け、翌日作業を終えて進上する。⁽¹³⁾天皇が正親町天皇から後陽成天皇に代わって以後の、慶長九年（一六〇四）二月十三日、中院通勝と鷲尾隆尚は『歴名土代』などの書き改めを天皇から仰せられたことで、言経は山科家本を禁裏へ持参している。⁽¹⁴⁾同月二十日には長橋局から参内の要請を受け『歴名土代』を直した。⁽¹⁵⁾山科家ではここに挙げた『歴名土代』『諸家伝』だけでなく、禁裏の『補歴』も直している。『補歴』は「補任」と「歴名」の書物のことで、「補任」は公卿を官位順に列挙し、「歴名」は四・五位の人物を官位順に列挙したもので、⁽¹⁶⁾いずれも補任簿である。後陽成天皇のころに禁裏文庫が形成されていたところから、⁽¹⁷⁾組織的に作業が進められていたことが考えられ、⁽¹⁸⁾言継父子は補任関係を担当していたのであろう。時には中院通勝や鷲尾隆尚なども、天皇の仰せによりその作業に協力することがあった。

ここで言継父子が扱った『歴名土代』は禁裏文庫に蔵されていた『歴名土代』で「官本」と称されているものであると考える。

二条家が山科家から『歴名土代』を借りたのは、天正四年八月四日のことで『言緒卿記』のその日の記事には、「二条殿歴名土代御借用之間進了」とある。この日借りた『歴名土代』の返却は同九月三日の⁽¹⁹⁾ことで、二条家では一ヶ月借用していたことになり、借用期間から考えると、『歴名土代』の書写をしていたことが推測できる。このとき、山科言経が天皇の仰せで作成した『歴名土代』（官本）とも校合し書写したことが考えられ、前章で紹介した「官本、此間無闕書続ケリ」や尻付けの「官本」云々の言葉を記したのではなからうか。「官本、此間無闕書続ケリ」を記した場所は、天正四年以前に叙爵した人の次にあることから、書写した年を推定する基準となるのである。なお、このときは先に見た二条家関係の人物に傍注が施されていたのは、cに示した人物のうち、朱書された人物以外と推定する。

また、cで東山御文庫本に、早世した法性寺親雄の没年は永祿元年七月五日であったことを紹介した。親雄は二条殿雲客、⁽²⁰⁾法性寺親世の子で、二条家が『歴名土代』を山科家から借用し書写した時は没しているが、書写した年から親雄の没年へ遡ると十八年である。その年数であれば、一族の中には没年を記憶している者もいるであろう。したがって現在残る『歴名土代』東山御文庫本は、当時、二条家の複数の家政職員が、二条家の要請で書写した本が祖本ではないかと推測することができる。

二条家では『歴名土代』を返却した日に、正親町天皇の代になつてからの『公卿補任』（『言緒卿記』では『先皇補任上下』と記す）の借

用を山科家へ依頼し、言継は「後奈良院上下」を進めている。

さて、二条家では、天正四年に山科家から『歴名土代』を借用して書写し、書き継いできたと考えられるのだが、慶長九年以降記入がない。二条家では、慶長八年（一六〇三）二月五日、二条家当主昭実の室が没している。⁽²⁸⁾昭実には実子がなかったため、慶長十六年十二月二十九日、九条家から養子を迎えるのである。⁽²⁹⁾このあたりのことが慶長九年以降記入がないのか、考える手がかりになるように思うが、以下確たる史料を見出ししていない。

三

古典籍や書籍・文書類の収集や書写を、継続的に天皇を中心として組織的に取り組まなければならぬ必要性が生じてきたのは、応仁の乱以後のことである。応仁の乱では京都が戦乱の地となったため禁裏が罹災したり、公家が地方への下向を余儀なくされたりしたことから、宮廷での行事や儀式を行うことが困難になった。また実施しようとしても有職故実に詳しい公家が戦乱を避け、京都を不在にしていたりするためできなかった。このようなことが契機となり、反省として禁裏の行事や儀式に関連する次第書や作法書が天皇家だけでなく諸家でも、集められ書写されるようになったのである。こうした努力が「知の集積活動」⁽²⁵⁾として近世へ受け継がれ、禁裏文庫創設の基礎となっていた。その結果、近世初期に後水尾天皇は元和年間（一六一五～一六二四）から新たな収集や書写を行う中、禁裏文庫の整備・拡充に努めた。この間の元和四年には後水尾天皇は父、後陽成天皇の書籍

等を受け継ぎ、⁽²⁶⁾上皇となつてからの寛永三年には禁裏文庫の管理を拡充するため、禁裏本の目録改定や整理を命じている。⁽²⁷⁾蔵書管理のため作られた目録について、近世初期からの禁裏文庫の目録の流れを見ていくこととしたい。

禁裏では書写や収書し蔵書が増えた結果、管理のため目録を作つていた。現存の禁裏の蔵書目録のうち、翻刻されていたりマイクロフィルム版があり、比較的容易に見られるものを挙げると次のものがある。

A 『禁裡御蔵書目録』⁽²⁸⁾（菊亭家旧蔵 大東急記念文庫蔵）

B 『官本目録』⁽²⁹⁾（柳原家旧蔵岩瀬文庫蔵）

C 『禁裏御記録目録』⁽³⁰⁾（京都大学附属図書館収蔵菊亭文庫本 菊一

キ一三三）

D 『禁裡御蔵書目録』⁽³¹⁾（東山御文庫所蔵 勅封一七四―一七五）

Aは慶安二年（一六四九）に成立。同二年・三年に補筆され、万治四年（一六八一）正月十五日、禁裏の火事直後に官本が焼失したことが加筆されている。⁽³²⁾Bは万治四年の火災で焼失する以前の禁裏本の具像を示す目録とされているものであるが、A・Bともに翻刻されている。しかしそれらの中に『歴名土代』の名は見えない。

Cは宝永四年春ごろ、東山天皇からの仰せで菊亭伊季が清書した当時の禁裏文庫の蔵書目録とされ、⁽³⁴⁾Dは元文四年（一七三九）ごろまでに収書したものを新しく加え桜町天皇在位中（享保二十年⁽¹⁷³⁵⁾延享四年⁽¹⁷⁴⁷⁾）に作られた目録とされており、⁽³⁵⁾いずれも『歴名土代』⁽³⁶⁾が掲載されている。

このように目録が作られても、その間には禁裏はたびたび火災に遭

い罹災する。そこで田島公氏の論文から火災を年表風に見ながら、現存する禁裏の蔵書目録との関連を見ることとしたい。

まず承応二年（一六五三）に禁裏は火災に遭い、禁裏の大部分が焼失するが、禁裏文庫の被災は免れた。続いて前述の万治四年の火災である。火元は二条光平邸で、この火事では禁裏の文庫が焼け、書籍の大部分が焼失したとのである。焼失するまでの禁裏文庫の蔵書の状況がわかるのが、前述のA・Bの目録である。この時の天皇は後西天皇であったが、後西天皇は承応二年の内裏の火災を教訓として、禁裏文庫の副本を作成し、別の文庫に収納していた。それら副本を保管する文庫に損害はなかったため、寛文六年（一六六六）に後西天皇は、副本を改めて禁裏文庫へ収めたのである。続いて寛文十三年（一七〇三）と宝永五年（一七〇八）にも大火に見舞われ禁裏は炎上するが、文庫は免れている。そのためCの目録記載の書物が残ったことは確実である。その後Dも作成された。

そこで問題となるのは、A・Bに『歴名土代』の記載がないことである。山科家では正親町・後陽成両天皇の時代を通じて『歴名土代』を直したり、書き改めたりして禁裏へ届けていることは既に述べた。A・Bは万治四年以前に収納された書籍、すなわち禁裏文庫が火災に遭う前に存在した書籍が記載されている。当然『歴名土代』の名が記載されていてしかるべきであろう。しかし記載がない理由はわからない。

山科家は二条家へも『歴名土代』を貸与したことは前述した。二条家は万治四年の火災の火元であったが、文庫二つの焼失は免れたとのことであった³⁸。しかし延宝三年（一六七五）の火事では二条家の文庫

は焼失している³⁹。二条家の記録類は失われたのであるが、東園基量の日記『基量卿記』⁴⁰貞享二年（一六八五）正月二十六日条に、

一、此度従大樹被献上、兼輝先年二条家文庫記録被写取分、禁中へ進上也、御機嫌此事也、玉葉・玉葉・台記・殿記・定家卿記彼是天曆以来之日記年号四十年分惣二百卅卷、入箱、外二目録十冊有之、

入御文庫了、行啓行列略、有御沙汰、奉行頭中將へ被仰出了、とある。この記事から幕府にある「二条家文庫記録」を靈元天皇へ「進上」したことがわかる。しかし実際は「進上」ではなく、一条兼輝の日記『兼輝公記』⁴¹の同二十七日条に見る「自関東令借献旧記」であり、幕府側の公式記録『徳川実紀』貞享二年正月十四日条にも「日並記二百三十冊繕写して進覽し給ふ⁴²」とあって、貸与されたのであった。貸与された書物の名を具体的に見ると、『基量卿記』の玉葉・玉葉・台記・殿記・定家卿記に加え、『兼輝公記』からは「師輔公記・後二条関白記・経実卿記」であったことがわかる。さらに「其外部類記数多⁴³」もあった。幕府が貸与した二条家の文庫記録は、「惣二百卅卷、入二箱、外目録十冊」のまとまったもので、二条邸が火事で被災する以前の、二条家の書物と推測できる。

幕府には徳川家康が創設し、寛永十六年（一六三九）に江戸城内紅葉山に建てられた文庫がある。家康は学問を好み、図書を愛する人であったため、応仁の乱以後騒乱が続き、書籍が散逸したのを嘆いて広く古書の購求や古書の謄写により蔵書に努めた。さらに諸家からの献上などもあり、それを基礎に慶長七年（一六〇二）紅葉山文庫の創設となったのである⁴⁴。文庫が創設されて後も家康は蔵書に努めた。二条

家の書物の借用・書写もその流れの中で行われたのである。

慶長十九年十一月三日家康のブレーンの一人で南禅寺金地院の僧、以心崇伝は二条家へ書物借用の書状を出した。今度、諸家の記録を書写するので、「江次第并家之旧記」を貸してほしいという内容である。⁽⁴⁵⁾

書写は慶長十九年四月から始まっていた。二条家から借用した書籍の数は後年の記録であるが、江次第第二十冊、「家之旧記」は日次記で二百二十冊となっており、⁽⁴⁶⁾『基量卿記』とは冊数に違いがある。

天正四年に二条晴良が山科家から借用し、書写した『歴名土代』も、その中であつたのではなからうか。しかしそこでの『歴名土代』は、二条家に関する人物への朱書は、まだ施されてなかったと思う。

貸与された二条家本の書写を終えたため、靈元天皇によって貞享二年十月二十二日から花山院定誠・大炊御門経光・今出川公規・清閑寺熙房・三条実通・醍醐冬基・今出川伊季・中院通茂・勧修寺経慶・高辻豊長・東園基量・清水谷実業・庭田重条・中山篤親・清閑寺熙定・伏原宣幸・押小路公起・三室戸誠光・梅小路共方・勘解由小路韶光の「公卿・雲客」らが集められ校合が始まった。⁽⁴⁷⁾校合は約一ヶ月後の十一月三十日「今日悉終返献禁裏」⁽⁴⁸⁾したとのことである。校合したのは二十名の「公卿・雲客」であるが、それまで書写したのは校合した人々とは別の下級公家であつたことが考えられる。⁽⁴⁹⁾実際に書写を行つた人々の中に二条家に関する人がおり、墨書された傍注のある二条家の関係者に做つて、二条家に関する人物には朱書の傍注が施されたと推測できる。次章で触れる高松宮家本・陽明文庫本・菊亭^(今出川)文庫本・平松文庫本には東山御文庫本にある二条家に関する人物には傍注が

施されていない。

幕府から借りた書物の中にあつた『歴名土代』は書写後、まずCの『禁裏御記録目録』に記載され、続いてDの『禁裡御蔵書目録』へも記されたのであろう。

次に『歴名土代』で東山御文庫本の系統であると確認できたものを次に紹介することとする。

四

東山御文庫本と系統を同じくする『歴名土代』の写本は、国立歴史民俗博物館蔵(H-1600-1745、便宜、高松宮家本とする。以下の写本も現在所蔵機関の後に旧蔵者名を記し、説明に当たっては旧蔵者名を用いることとする)・陽明文庫蔵(近二四四 三〇二、近衛家本)・京都大学附属図書館蔵(菊レ三、菊亭本)・同(平松レ二、平松家本)・京都大学文学研究科図書館蔵(国史 か六 一五五、広橋家本)・岩瀬文庫蔵(六〇五一 一一二 三〇、柳原本)・内閣文庫蔵(一五一函二九八号、和学講談所本)・同(一五一函三〇〇号、坊城家本)、同(一五一函三〇二号、太政官正院地志課本)があり、第一章の①-a・①-bで説明した「官本」云々の文言記載の有無により系統が別れる。「官本」云々の文言があるのは、東山御文庫本・柳原本・広橋本・和学講談所本で、それがないのは高松宮家本・近衛家本・菊亭家本・坊城家本・平松家本・太政官正院地志課本で、それぞれの内容などについて別表1(34頁)、2-1(35頁)・2-2(36頁)に示した。見方については、別表1が東山御文庫本の系統本。別表2が

高松宮家の系統を引く写本である。「体裁」欄は、当該の写本の体裁。「記載人数」欄は、位ごとの最初に記載された人名と最後に記載の人名。及び延人数と「官本」云々が記されていることの有無。「特記事項」欄は参考的内容を記す。

写本全体を眺めると、寸法は美濃判の大きさで、装丁は四位・五位が一冊に綴られている写本と位ごとに一冊ずつ綴られている写本が全部残っている。保存状態は概ね良好で、蔵書印がある写本とない写本がある。

記載人数は和学講談所本を除いて、最初に記される人名と最後の人名に違いはないが、記載人数に若干の違いがあることがわかる。和学講談所本は「特記事項」に記したように従四位下以下に綴じ違いが生じており、最初に記された人名と最後の人名が他の写本と違っており、どこまでが当該の位の人物か判明し難い。蔵書印が浅草文庫・和学講談所・書籍館と押印されているところから考えると、それぞれの機関へ移動するとき、綴じ目が破損したため仮綴じのまま残ったのであろう。

写本の作成年代がほぼ判明するのは、特記事項へ記したように陽明文庫文庫長の名和修氏からご教示を得た陽明文庫本（別表2-1）だけである。他に蔵書印が押された写本で、個人名の印のある写本のうち、柳原本の柳原資廉（別表1）、今出川公規・坊城俊広（別表2-1）が生存中に書写したものであろう。因みに、右の三人の生没年は『公卿補任』によれば次のとおりである。

柳原資廉 正保元年（1644）〜正徳二年（1712）

今出川公規 寛永十五年（1638）〜元禄十年（1697）

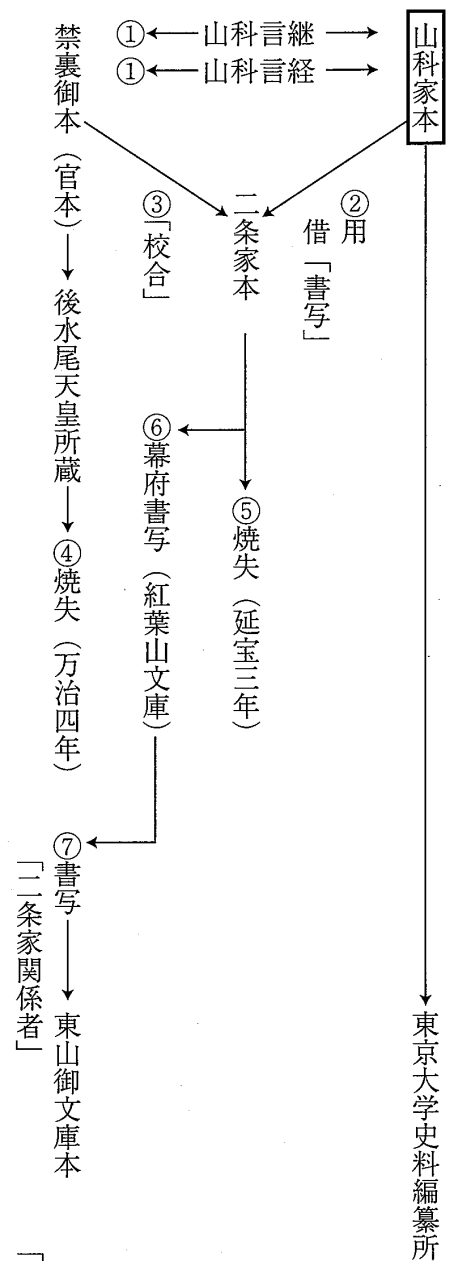
坊城俊広 寛永六年（1629）〜元禄十五年（1702）

三人とも同時代に生きた人物であることが判り、このうち今出川公規は先述のとおり靈元天皇が幕府から借用した書物の書写を終え、校合するとき集められた「公卿・雲客」の一人であった。借用したとき一条兼輝は靈元天皇に「玉葉・玉葉等予拝借事奉願」⁵⁴ っていることから、公規も同様に『歴名土代』を借用し、自家用に書写したことも考えられる。資廉や俊広も同様な方法で借用し、書写したかも知れない。

むすびにかえて

東山御文庫本に残る『歴名土代』について祖本・成立年・禁裏へ収納された時期などについて判ったことから紹介してきた。推定できたことや判ったことを図示すれば29頁の系統図ができる。

祖本は山科家本である。以下29頁図について確認すると（○で囲んだ数字は図上の数字位置の説明）正親町天皇の時代から後陽成天皇の時代にかけて、山科言継・言経父子は禁裏からの仰せで『歴名土代』を書き直し、書き継ぎし（①）て禁裏本として保管され、後水尾天皇へと引き継がれていった。これが『歴名土代』の「官本」と称されるものであった。一方二条家でも、天正四年に山科家本を借用し書写（②）してきた。二条家では書写をする間に禁裏本と校合したことが考えられ（③）、その時、「官本、此間無闕書統ケリ」や尻付けの「官本」云々の言葉が付されたのであろう。しかし禁裏本の方は目録へ書名が記載されないうち、万治四年の火災で焼失した（④）。



また、延宝三年の火事で二条家は罹災し文庫も焼けてしまった(⑤)。ところが慶長十九年十一月に幕府は二条家の記録類を借用し書写しており(⑥)、それを貞享二年に霊元天皇に貸与し、天皇はその書写を臣下に命じた(⑦)。その中には二条家に関わる人もその作業に携わり、第一章のc表に示した二条家の人々に傍注を施したのであると考えた。さらに先述した丁変わりに付された前丁から続く元号など校合のとき、朱書されたものであろう。

幕府から借用した書物の中に『歴名土代』もあつたことが推定され、それを書写して禁裏文庫へ収められたことで、現在、京都大学附属図書館蔵菊亭文庫本に残る『禁裏御記録目録』(前述C)に記載され、桜町天皇の時代に作成された『禁裡御蔵書目録』(同D)へ書名が載り引き継がれ、現在の東山御文庫に受け継がれてきたものと推定されるのである。

東山御文庫本として残る『歴名土代』について、右のような仮説を

立ててみたのである。この仮説を検証するためには、少なくとも次の作業は避けて通れないのではなからうか。

一つは『歴名土代』が紅葉山文庫から借用した書籍の中の一冊という点で、同時に借用の玉葉・玉薬・台記・殿記・定家卿記・師輔公記・後二条関白記・経実卿記も書写された。その後、幕府へ返却されたことになるから、後年紅葉山文庫を引き継いだ内閣文庫にはそれらの書物が蔵されていることになる。二つ目は紅葉山文庫の本を借用し書写したのであれば、それらの書物は東山御文庫に残っていると想定できる。

一つ目について、内閣文庫の蔵書目録から『歴名土代』を検索すると、旧蔵者は次のようにあることがわかる(旧蔵者の後の()内は請求番号)。

坊城家(一五二—〇三〇〇)

太政官正院地志(一五二—〇三〇二)

和学講談所(一五二―二九八)

甘露寺家(一五二―〇三〇)

旧蔵者不明(一五二―〇二九九)

坊城家・太政官正院地志・和学講談所の各本の三点は本稿で紹介した東山御文庫系統の『歴名土代』で、甘露寺家・旧蔵者不明の二点は山科家本系統の写本である。山科家本系の写本については別稿で紹介する予定。残る写本としては群書類従本が出てくる。内閣文庫に蔵される『歴名土代』は、検索した限り紅葉山文庫から引き継がれた写本の中になのである。同様に玉葉・玉葉・台記・殿記・定家卿記・師輔公記・後二条関白記・経実卿記についても検索すると、旧蔵者が紅葉山文庫となっているのは、「台記」(特〇二四―〇〇一)・「後二条関白記」(特〇二四―〇〇五)だけで、玉葉・殿記の旧蔵者は他の機関であり、定家卿記・師輔公記・経実卿記の名は出てこない。ただ「玉葉」は「玉葉鈔」が紅葉山文庫本にあることを付け加えておきたい。

次に紅葉山文庫から借用した書物を書写し、禁裏文庫へ納められ、その後東山御文庫に引き継がれたと考えられる書物を小倉慈司編「東山御文庫本マイクロフィルム内容目録(稿)(I)」により探すと次のようにある。

- 玉葉 六函二一―三五 長寛二―治承元年冬
- 六函二一―三五 治承二―寿永二年
- 六函二一―三五 治承二―寿永二年
- 七函二一―二五 寿永二年秋―文治三年冬
- 二六―三五 文治三―建久二年春
- 一七函二二 嘉応二年

一三三 治承四年
二四 建久元年

玉葉 八函二一―二二 承元三年三月―承久三年正月

二七―三〇 安貞二年正月―寛喜元年十月

三七―四七 嘉禎元年七月―仁治元年三月

二一―五四

後二条関白記 五函三一―三三―四 寛治二年三・一二月

一七函一 寛治七、嘉保元・二年

一二 応徳三―寛治六

台記 五函三一―三三―三二 康治元―久安六年正月

一七函一八 保延五年二月

五六函三〇 久寿元年冬

明月記 八函二一―二三―二六 嘉祿元年春―二年冬

二一―三一―三六 寛喜二年冬―嘉禎元年冬

一〇函三一―四五 治承四―天福元年

四―五 建仁二年夏―建暦元年二月

一一函四―一―一〇 建暦元―嘉祿三年冬

五一―二五 建暦二年十月―天福元年二月

六 嘉祿二年春

経実記 五函三一―五 嘉保元年四月

ここに揚げた内閣文庫の「台記」「後二条関白記」「玉葉鈔」、東山御文庫の「玉葉」「玉葉」「後二条関白記」「台記」「明月記」「経実記」について、まず二条家にあった書物の写本であるか、十分な検討を加えなければならぬ。内閣文庫は簡単に閲覧が可能であるが、まず東

山御文庫本は宮内庁でマイクロフィルムの閲覧から始め、場合によっては東山御文庫で実物を見る必要が生じるかも知れない。これらの書物を全体的に眺めて後、本稿で『歴名土代』に対して立てた仮説の正否がわかるのではなからうか。

現在、東山御文庫本の系統として残っているのは、近衛・今出川(菊亭)・柳原・広橋・坊城・平松の諸家で、公卿の家系の写本である。『国書総目録』には、まだいくつかの『歴名土代』の写本が記載されている。それらは今まで調査したところによれば、「奥書」から山科家本の系統を引くものばかりであることがわかる。それらの多くは地下の家が書写し、それぞれの家へ残されていたのが、現在の所蔵者へ移っていった。山科家本系統の写本が東山御文庫系統と異なる点は、地下の家が書写したところにある。自筆本がある山科家本はどのような流れで書写されてきたか。また『歴名土代』を書写した家が意図するものは何か、その意義などについて、東山御文庫本の仮説の検証とともに別稿を立てて考えることとしたい。

注

- (1) 湯川敏治編『歴名土代』(統群書類従完成会 平成八年)で、「りゃくみょうどだい」と読むべきであることを指摘した。「歴名土代」は『群書類従 雑部』第二十九輯に山科家本の写本が採録されているため、従来これが利用されてきた。
 - (2) 田島公「天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の「目録学的研究」の成果と課題」(『説話文学研究』41 平成十八年)。
 - (3) 田島公氏は「目録学的研究」を提唱し進めるため、次の一連の作業を行っている。
- ①「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古

記録けんきゅうのために」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』古代・中世思文閣出版 一九九七年)。

②「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために」(皇室の至宝 東山御文庫御物) 5 毎日新聞社 二〇〇〇年)この後、②を補訂し『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』(一九九八年度二〇〇〇年度科研・研究成果報告書)として報告された。

③「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』1 思文閣出版 二〇〇三年)②を再補訂したもので、本稿作成では主にこの書籍を使用した。

④「典籍の伝来と文庫 古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に」(石上英一編『日本の時代史』30 歴史と素材 吉川弘文館 二〇〇四年)。

⑤「禁裡御蔵書目録」の影印本と原本」(『汲古』48 汲古書院 二〇〇五年)。

⑥「禁裏文庫周辺の『古事談』と『古事談』逸文」(『新日本古典文学大系』(第41巻『古事談 続古事談』付録)月報)100 岩波書店 二〇〇五年)

⑦「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の行方」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』2 思文閣出版 二〇〇六年)

そして注(2)の論文で、田島氏は①⑦の意図する内容をまとめてある。本稿はこれら論文により多大の恩恵を得て作成することができた。

(4) 『書陵部紀要』49号(宮内庁書陵部 一九九七年)。

(5) 注(3)③。

(6) 『文藝春秋』普通号(昭和八年二月号・三月号)。桑田忠親「上泉伊勢守秀綱」(『日本の剣豪』旺文社 一九八四年)。

(7) 『言継卿記』永祿二年二月十七日条。

- (8) 山科家本『歴名土代』奥書。
- (9) 『言緒卿記 上』『同 下』(『大日本古記録』)。
- (10) 『言継卿記』永祿九年正月十二日条。
注(1)、拙著解題。
- (11) 『言継卿記』永祿九年五月二十二日条。
- (12) 『言経卿記』天正四年正月六日条。
- (13) 『言経卿記』天正四年正月七日条。
- (14) 『言経卿記』天正四年正月七日条。
- (15) 『言経卿記』天正七年二月五日条。
- (16) 『言経卿記』天正七年二月六日条。
- (17) 『言経卿記』慶長九年二月十三日条。
- (18) 『言経卿記』慶長九年二月二十日条。
注(1)、拙著解題。
- (19) 注(3)③。
- (20) 『泰重卿記』元和四年六月八日条には、書籍整理のため書籍奉行以下「手伝代衆」が参仕し目録を作成し校合する姿が記されている。書写もこのような構成で行われたことが考えられる。
- (21) 『言継卿記』『言経卿記』天正四年九月三日条。
- (22) 『慶長日件録』慶長八年二月五日条。
- (23) 『義演准后日記』慶長十六年十二月二十九日条。
- (24) 井原今朝男「宮廷文化と知の集積」(『大学共同利用機関法編図録』「うたのちから」和歌の時代史)国立歴史民俗博物館 二〇〇五年)。
- (25) 注(3)③。
- (26) 注(3)③。
- (27) 山崎誠「禁裏御蔵書目録考證稿(三)」(『調査研究報告』11号国文学研究資料館文献資料部 一九九〇年)
- (28) 田島公「西尾市岩瀬文庫所蔵『官本目録』」(『禁裏・宮家公家文庫収蔵の古典籍のデジタル化による目録学的研究』二〇〇六年)。
- (29) 京都大学附属図書館でマイクロフィルムで閲覧(菊 キ 33)。
- (30) 山崎誠「禁裏御蔵書目録考證稿(四) 東山御文庫蔵『禁裡御蔵書目録』」(『調査研究報告』17号 国文学研究資料館文献資料部 一九九六年)、注(3)①・③。
- (31) 福田秀一「大東急記『禁裡御蔵書目録』について」(『かがみ』6 大東急記念文庫 昭和三十七年)。
注(29)。
- (32) 注(3)③。
- (33) 注(3)③、注(31)。
- (34) 注(3)③。
- (35) 注(3)③、注(31)。
- (36) 注(3)③。
- (37) 注(3)③。
- (38) 注(3)③、注(31)。
- (39) 注(3)③、注(31)。
- (40) 『基量卿記』貞享二年十月二十六日条(東京大学史料編纂所二〇七三—一〇〇二八一三)。
- (41) 『兼輝公記』貞享二年十月二十七日条(東京大学史料編纂所二〇七三—二二九三三一—四)。
- (42) 幕府の書物奉行であった近藤正斎(重蔵)は、その著「右文故事卷之十二」(『近藤正斎全集 第二』国書刊行会 明治三十九年)では「進献」の語を使用している。
- (43) 注(41)。
- (44) 福井保「江戸幕府の参考図書館 紅葉山文庫」(郷学舎 一九八〇年)。
- (45) 『本光国師日記』慶長十九年十一月三日条。
この時の書写は同年四月に始まり二条家だけでなく、仙洞御所・公卿・寺院から貸与を受け慶長二十年四月まで行われた。いわゆる「慶長御写本」である。注(44)。
- (46) 「好書故事」(『近藤正斎全集 第三』国書刊行会 明治三十九年)。
なお、ここで二条家へ出した書状は、十二月三日付けとなつていゝる。
- (47) 『基量卿記』貞享二年十月二十一日条、『兼輝公記』貞享二年十月二十二日条、『基量卿記』貞享二年十月二十二日条。
- (48) 『兼輝公記』貞享二年十一月三十日条。

- (49) 小倉真紀子「東山御文庫本『続日本後紀』と高松宮本六国史―書写・伝来の背景について―」(研究代表者田島公『禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究』二〇〇二(平成一四)年度―二〇〇五(平成一七)年度科学研究費補助金(基盤研究(A) 研究成果報告書)で、後西天皇が『続日本後紀』の書写を「庸筆」にさせる例をあげている。「庸筆」について、どのような人達であったかは不明である。しかし後西天皇が書写を堂上に命じた場合、書写者を人名で記しているが、「庸筆」は名が記されていないため、堂上より地位が低い者であったのではないかと推測している。
- (50) 東山御文庫本の系統を引くものに、宮内庁書陵部には二七一―二八もある。本稿成稿後、宮内庁書陵部へ行く機会があつて、当該の写本(二七一―二八)を再度閲覧した。柳原本に類似し、上・下二冊、寸法は美濃版、保存状態も良く、「堤文庫」と「直之印」の蔵書印がある。記載人数には柳原本と多少の差がある。
- (51) 『兼輝公記』貞享二年正月二十七日条。
- (52) 田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』(思文閣出版 二〇〇三年)。

本稿は関西大学史学・地理学会大会(二〇〇六年十二月二日)で報告したものを加筆・修正し作成した。作成にあたっては、陽明文庫文庫長名和修、東京大学史料編纂所教授田島公、木村兼葎堂顕彰会代表水田紀久、関西大学教授西本昌弘の各先生のほか、中世公家日記研究会の諸氏から多くのご教示を得た。謹んで深謝する次第である。

(中世公家日記研究会 幹事)

特記事項	記載人数等	体 裁	
<p>西本昌弘氏東山御文庫本実見による。教示</p> <p>表紙色 無 蔵書印 無 保存 良 数量 二冊 残存 全</p> <p>寸法 上 縦27・9×横20・3 (cm) 下 縦27・9×横20・3 (cm)</p>	<p>記載人数 正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八九人 従四位上 源通淳、中職清 四三七人 従四位下 藤重基、藤基有 六八四人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 九〇人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五人 従五位上 源満家、源通村 六九四人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六九人 〔官本此間無闕書統ケリ〕等文言あり 二条家関係者に朱書の傍注あり</p>	<p>蔵書印 無 保存 良 数量 二冊 残存 全 寸法 マイクロフィルム版実測できず</p>	<p>東山御文庫本 『歴名土代』(二二九 九二)</p>
	<p>記載人数 正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八九人 従四位上 源通淳、中職清 四三七人 従四位下 藤重基、藤基有 六八四人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 九〇人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五人 従五位上 源満家、源通村 六九四人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六九人 〔官本此間無闕書統ケリ〕等文言あり 二条家関係者に朱書の傍注あり</p>	<p>蔵書印 有(柳原資廉の蔵書印) 保存 良 数量 二冊 残存 全 寸法 乾 縦29・8×横21・0 (cm) 坤 縦29・8×横21・0 (cm)</p>	<p>柳原家本(岩瀬文庫) 『歴名土代』(六〇五一 一一二二三〇)</p>
<p>上巻、裏表紙から一丁右下に、 〔国記〕<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/> 式冊 補任ノ部 あり。また同頁左下に縦1.0×横1.5 (cm)程の印と考えられるものが見え「羽卒」と読める。</p>	<p>記載人数 正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八九人 従四位上 源通淳、中職清 四三七人 従四位下 藤重基、藤基有 六八四人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 九〇人 正五位下 大神景房、狛近守 五八三人 従五位上 源満家、源通村 六九一人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六九人 〔官本此間無闕書統ケリ〕等文言あり 二条家関係者従四位下・正五位上傍注あり</p>	<p>蔵書印 有(広橋家の蔵書印) 保存 良 数量 二冊 残存 全 寸法 上 縦26・7×横18・3 (cm) 下 縦26・7×横18・3 (cm)</p>	<p>広橋家本(京都大学文学研究科図書館) 『歴名土代』(国史 か六一五五)</p>
<p>従四位下以降綴じ違いが生じており、位ごとの人数判明せず。</p>	<p>記載人数 正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八九人 従四位上 源通淳、中職清 四三七人 従四位下 藤重基、藤公益 六七四人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八八人 正五位下 大神景房、源通村 従五位上 多忠興、藤基有 従五位下 菅長頼、狛近守 〔官本此間無闕書統ケリ〕等文言あり</p>	<p>蔵書印 有(浅草文庫・和学講談所・書籍の印) 保存 良(綴じ違いあり) 数量 一冊 残存 全 寸法 縦26・0×横18・7 (cm)</p>	<p>和学講談所本(内閣文庫) 『歴名土代』(二五二函二九八)</p>

特記事項	記載人数等	体 裁	
	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八七人 従四位上 源通淳、中職清 四三六八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八七八人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八九九人 正五位下 大神景房、狛近守 六一三一人 従五位上 源満家、源通村 六九一人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六七人 「官本此間無開書統ケリ」等文言はない 二条家関係者に傍注なし</p>	<p>寸法 上 縦28・4×横22・0 (cm) 下 縦28・4×横22・2 (cm)</p> <p>残存 全</p> <p>数量 二冊</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 無</p>	<p>高松宮家本 (国立歴史民俗博物館)</p> <p>『歴名土代』(H 六〇〇 七四五)</p>
<p>陽明文庫 名和修氏ご教示</p> <p>外題 近衛家熙の書</p> <p>本文 家熙が家司等に書写させた (複数人で書写)</p> <p>表紙 家熙の新写本等共通の表紙、 洪刷毛目(茶色)</p> <p>成立 外題の家熙の書の上限は貞享 ・元禄以降、享保期 50歳代 前後の書体</p>	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八八人 従四位上 源通淳、中職清 四三八八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八八八人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八九九人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五一人 従五位上 源満家、源通村 六八九人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一〇〇六人 「官本此間無開書統ケリ」等文言はない 二条家関係者に傍注なし</p>	<p>寸法 縦28・0×横10・6 (cm)</p> <p>残存 全</p> <p>数量 一冊</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 無</p>	<p>近衛家本 (陽明文庫)</p> <p>『歴名土代』(近 二四四 三〇二)</p>
<p>上巻 後ろから3.5丁目に上下逆にし、 「佐々木佐渡五郎左衛門尉」の 記入あり</p> <p>下巻 後ろから3.5丁目に上下逆にし、 「佐々木佐渡四郎」の記入あ り、(奥書の体裁は取らず)</p>	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八八人 従四位上 源通淳、中職清 四三八八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八八八人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八九九人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五一人 従五位上 源満家、源通村 六八九人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六四人 朱書加筆の五人分は含めず 「官本此間無開書統ケリ」等文言はない 二条家関係者に傍注なし</p>	<p>寸法 縦28・0×横20・0 (cm)</p> <p>残存 全</p> <p>数量 一冊</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 有(今出川公規の蔵書印)</p>	<p>菊亭家本 (京都大学附属図書館)</p> <p>『歴名土代』(菊 レ 3)</p>
	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八八人 従四位上 源通淳、中職清 四三八八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八八八人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八九九人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五一人 従五位上 源満家、源通村 六八九人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六四人 「官本此間無開書統ケリ」等文言はない 二条家関係者に傍注なし</p>	<p>寸法 縦27・6×横20・7 (cm)</p> <p>残存 全</p> <p>数量 一冊</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 有(坊城俊広の蔵書印)</p>	<p>坊城家 (内閣文庫)</p> <p>『歴名土代』(二五二函三〇〇)</p>

特記事項	記載人数等	体 裁	
	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八八人 従四位上 源通淳、中臈清 四三八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八八人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 九〇人 正五位下 大神景房、狛近守 六一五人 従五位上 源満家、源通村 六八九人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六四人</p> <p>「官本此間無開書統ケリ」等文言はない 二二条家関係者に傍注なし</p>	<p>寸法 上 縦26・7×横20・1 (cm) 下 縦26・7×横20・1 (cm)</p> <p>残存 全部</p> <p>数量 二冊 (上・下)</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 有 (平松家の蔵書印)</p>	<p>平松家本 (京都大学附属図書館)</p> <p>『歴名土代』(平松 第貳門 レー2)</p>
<p>末尾に個人のもので考えられる蔵書印あり。</p>	<p>記載人数</p> <p>正四位上 安有重、藤経遠 一一〇人 正四位下 中師邦、藤氏成 三八八人 従四位上 源通淳、中臈清 四三八人 従四位下 藤重基、藤基宥 六八七人 正五位上 藤俊国、藤俊昌 八九人 正五位下 大神景房、狛近守 五六三人 従五位上 源満家、源通村 六八七人 従五位下 菅長頼、藤豊長 一一六四人</p> <p>「官本此間無開書統ケリ」等文言はない</p>	<p>寸法 縦30・5×横21・4 (cm)</p> <p>残存 全</p> <p>数量 一冊</p> <p>保存 良</p> <p>蔵書印 有</p>	<p>太政官正院地志課外 (内閣文庫)</p> <p>『歴名土代』(一五二函三〇二)</p>